令和２年１月 定例教育委員会

日時　令和２年１月２９日(水)13:30～
場所　鳥取市役所新本庁舎６階 第１会議室

次　　第

○ 行事報告及び行事予定について　〔教育総務課〕

【説明・協議事項】

（１）鳥取市公民館条例の一部改正について　〔生涯学習・スポーツ課〕P. 1
（２）鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について　〔学校教育課〕P. 10
（３）業務委託契約の変更について　〔教育総務課〕P. 19
（４）工事請負契約の締結について　〔教育総務課〕P. 22
（５）令和２年度鳥取市一般会計当初予算について　〔各課〕P. 24
（６）令和元年度鳥取市一般会計補正予算（２月補正）について　〔各課〕P. 41

【報告事項】

（１）特別天然記念物コウノトリの営巣・産卵・巣立ちと今後の対応について　〔文化財課〕P. 46
（２）国重要無形民俗文化財の新指定について　〔文化財課〕P. 49
（３）鳥取市民体育館再整備事業優先交渉権者の決定及び審査講評の公開について　〔生涯学習・スポーツ課〕P. 51
（４）市民政策コメント「鳥取市の学校給食の基本構想（案)」に寄せられた意見について　〔学校保健給食課〕当日配布
（５）白バス調査結果の報告について　〔学校教育課〕当日配布

【先回定例会の議事録】

【その他】

（１）次期定例教育委員会の開催について
［2 月］令和 2 年 2 月 27 日（木）13:30 ～ 鳥取市役所本庁舎 6 階 第 8 会議室
［3 月］令和 2 年 3 月　　日（　）13:30 ～

（１）鳥取県東部地区市町教育委員会研究協議会の開催について
令和 2 年 2 月 4 日（木）15:30 ～ 鳥取市役所本庁舎 6 階 第 7 会議室

① 行事報告（１２月２７日～１月２９日）

月	日	曜日	行　　事　　等	場　　所
12月	27	（金）		
	28	（土）		
	29	（日）		
	30	（月）		
	31	（火）		
1月	1	（水）	鹿野正月マラソン	山紫苑発着
			青谷町正月マラソン大会	青谷町トレーニングセンター発着
	2	（木）		
	3	（金）	鳥取市新春健康マラソン	コカ・コーラボトラーズジャパンスポーツパーク
			鳥取市成人式	とりぎん文化会館
	4	（土）		
	5	（日）		
	6	（月）	民俗行事「七草がゆ・鳥追い」	河原歴史民俗資料館
	7	（火）		
	8	（水）	鳥取市中学校長会	白兎会館
			みんなで楽しむ音読教室	中央図書館
			鳥取大学講義「ジオパーク・自然災害・防災」（講師：さじアストロパーク）	鳥取大学
	9	（木）	学校不適応対策専門委員会	市役所本庁舎
	10	（金）	鳥取市小学校長会	白兎会館
	11	（土）	鳥取ブラスプレイヤーズ新春コンサート	あおや郷土館
	12	（日）	新春囲碁大会	河原町コミュニティセンター
	13	（月）	親子で一緒に楽しむ講座⑭「親子で学ぼう！お金のはなし」	中央図書館
	14	（火）		
	15	（水）	鳥取大学講義「ジオパーク・自然災害・防災」（講師：さじアストロパーク）	鳥取大学
	16	（木）		
	17	（金）		
	18	（土）	鳥取市歴史博物館「佐治の名品 鳥取市佐治歴史民俗資料館収蔵資料展示」（～3/22）	鳥取市歴史博物館
	19	（日）		
	20	（月）		
	21	（火）	青谷町高齢者教室	青谷町総合支所
	22	（水）	期間展示「鳥取市さじアストロパーク成果発表」スタート	さじアストロパーク
			鳥取大学講義「ジオパーク・自然災害・防災」（講師：さじアストロパーク）	鳥取大学
			NHK文化センター鳥取教室③「2020年注目の天文現象」　（講師：さじアストロパーク）	NHK文化センター鳥取教室
	23	（木）		
	24	（金）	全国学校給食週間（～1/30まで）	各学校等
			鳥取市営サッカー場バードスタジアムネーミングライツ調印式	市営サッカー場
	25	（土）		
	26	（日）	旧正月万葉茶会	因幡万葉歴史館
	27	（月）	特別資料整理期間（～1/31まで）	気高図書館
	28	（火）		
	29	（水）	家庭での読み聞かせ講座③　“出会い”が授けてくれた「もぐもぐがじがじ」	中央図書館
			鳥取大学講義「ジオパーク・自然災害・防災」（講師：さじアストロパーク）	鳥取大学
			1月定例教育委員会	市役所本庁舎

② 行事予定（１月３０日～２月２７日）

月	日	曜日	行　　事　　等	場　　所
1月	30	（木）	鳥取市教育支援委員会特別審査	鳥取市教育センター
	31	（金）		
2月	1	（土）	宇宙ふしぎ探検「月面Ｘ(エックス)を見よう・写そう」(主催：さじアストロパーク)	鳥取市こども科学館
			用瀬町成人学級	用瀬町民会館
	2	（日）		
	3	（月）		
	4	（火）		
	5	（水）	鳥取大学講義「ジオパーク・自然災害・防災」(講師：さじアストロパーク)	鳥取大学
			みんなで楽しむ音読教室	中央図書館
	6	（木）		
	7	（金）		
	8	（土）		
	9	（日）	第25回雪まつり	さじアストロパーク
	10	（月）		
	11	（火）		
	12	（水）	第３回鳥取市教育センター運営協議会	鳥取市教育センター
	13	（木）		
	14	（金）	用瀬町第８回みすみ大学	用瀬町民会館
	15	（土）		
	16	（日）	青谷町スポーツ表彰式	青谷町総合支所
			青谷町ソフトバレーボール大会	青谷町体育館
	17	（月）	特別資料整理期間（～2/21まで）	用瀬図書館
	18	（火）		
	19	（水）	プラネタリウム春番組「身近にある宇宙の話」スタート	さじアストロパーク
			鳥取市文化財審議会	市役所本庁舎
	20	（木）		
	21	（金）	鳥取市議会２月定例会開会（～3/25まで）	議場
	22	（土）		
	23	（日）		
	24	（月）	ｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟ講座「アフリカからのおくりもの」講師：宇田祥子（おはなしﾌﾞﾘｭｯｹﾝ）	中央図書館
	25	（火）		
	26	（水）	NHK文化センター鳥取教室④「最新情報はやぶさ２」(講師：さじアストロパーク)	NHK文化センター鳥取教室
	27	（木）	2月定例教育委員会	市役所本庁舎

説明・協議事項（１）

１月定例教育委員会説明資料	
年月日	令和２年１月２９日
担当課	生涯学習・スポーツ課

鳥取市公民館条例の一部改正について

鳥取市公民館条例の一部を改正する条例案要綱

１　改正の目的

鳥取市立城北地区公民館の位置を変更するため、鳥取市公民館条例（昭和３５年鳥取市条例第１５号）の一部を改正することを目的とします。

２　改正の内容

鳥取市立城北地区公民館の位置を「鳥取市田園町四丁目」から「鳥取市青葉町三丁目」に改めることとします。（別表関係）

３　施行期日

この条例は、令和２年４月１日から施行することとします。

議案第　　号

鳥取市公民館条例の一部改正について

鳥取市公民館条例の一部を次のように改正する。

令和２年２月　　日提出

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市公民館条例の一部を改正する条例

鳥取市公民館条例（昭和３５年鳥取市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

別表第２項の表鳥取市立城北地区公民館の項中「鳥取市田園町四丁目」を「鳥取市青葉町三丁目」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

提案理由

鳥取市立城北地区公民館の位置を変更するためである。

鳥取市公民館条例（昭和３５年条例第１５号）新旧対照表

改正後	改正前
○鳥取市公民館条例 昭和３５年４月１日 鳥取市条例第１５号 目次 第１章　総則（第１条） 第２章　設置及び管理（第２条―第９条） 第３章　公民館運営審議会（第１０条―第１５条） 第４章　補則（第１６条） 附則 第１章　総則 （目的） 第１条　（略） 第２章　設置及び管理 第２条～第９条　（略） 第３章　公民館運営審議会 第１０条～第１５条　（略） 第４章　補則 第１６条　（略）	○鳥取市公民館条例 昭和３５年４月１日 鳥取市条例第１５号 目次 第１章　総則（第１条） 第２章　設置及び管理（第２条―第９条） 第３章　公民館運営審議会（第１０条―第１５条） 第４章　補則（第１６条） 附則 第１章　総則 （目的） 第１条　（略） 第２章　設置及び管理 第２条～第９条　（略） 第３章　公民館運営審議会 第１０条～第１５条　（略） 第４章　補則 第１６条　（略）

附　則

１・２　（略）

（昭和３６年条例第２９号から昭和５４年条例第４号までの改正附則省略）

別表（第２条関係）

１　中央公民館

名称	位置	設置区域
鳥取市立中央公民館	鳥取市幸町	全市域

２　地区公民館

名称	位置	設置区域
鳥取市立久松地区公民館	鳥取市東町三丁目	久松小学校区
鳥取市立醇風地区公民館	鳥取市西町五丁目	醇風小学校区
鳥取市立遷喬地区公民館	鳥取市本町一丁目	遷喬小学校区
鳥取市立修立地区公民館	鳥取市吉方町一丁目	修立小学校区
鳥取市立日進地区公民館	鳥取市吉方温泉一丁目	日進小学校区
鳥取市立富桑地区公民館	鳥取市行徳三丁目	富桑小学校区
鳥取市立明徳地区公民館	鳥取市行徳一丁目	明徳小学校区
鳥取市立美保地区公民館	鳥取市吉成二丁目	美保小学校区
鳥取市立美保南地区公民館	鳥取市叶	美保南小学校区
鳥取市立稲葉山地区公民館	鳥取市卯垣五丁目	稲葉山小学校区

附　則

１・２　（略）

（昭和３６年条例第２９号から昭和５４年条例第４号までの改正附則省略）

別表（第２条関係）

１　中央公民館

名称	位置	設置区域
鳥取市立中央公民館	鳥取市幸町	全市域

２　地区公民館

名称	位置	設置区域
鳥取市立久松地区公民館	鳥取市東町三丁目	久松小学校区
鳥取市立醇風地区公民館	鳥取市西町五丁目	醇風小学校区
鳥取市立遷喬地区公民館	鳥取市本町一丁目	遷喬小学校区
鳥取市立修立地区公民館	鳥取市吉方町一丁目	修立小学校区
鳥取市立日進地区公民館	鳥取市吉方温泉一丁目	日進小学校区
鳥取市立富桑地区公民館	鳥取市行徳三丁目	富桑小学校区
鳥取市立明徳地区公民館	鳥取市行徳一丁目	明徳小学校区
鳥取市立美保地区公民館	鳥取市吉成二丁目	美保小学校区
鳥取市立美保南地区公民館	鳥取市叶	美保南小学校区
鳥取市立稲葉山地区公民館	鳥取市卯垣五丁目	稲葉山小学校区

鳥取市立岩倉地区公民館	鳥取市立川町六丁目	岩倉小学校区（あおば地区を除く。）
鳥取市立面影地区公民館	鳥取市桜谷	面影小学校区
鳥取市立津ノ井地区公民館	鳥取市桂木	津ノ井小学校区
鳥取市立米里地区公民館	鳥取市古郡家	米里小学校区
鳥取市立倉田地区公民館	鳥取市八坂	倉田小学校区
鳥取市立若葉台地区公民館	鳥取市若葉台南二丁目	若葉台小学校区
鳥取市立神戸地区公民館	鳥取市下砂見	旧神戸小学校区
鳥取市立大和地区公民館	鳥取市倭文	旧大和小学校区
鳥取市立美穂地区公民館	鳥取市朝月	旧美穂小学校区
鳥取市立東郷地区公民館	鳥取市西今在家	東郷小学校区
鳥取市立大正地区公民館	鳥取市古海	大正小学校区（徳尾を含む。）
鳥取市立豊実地区公民館	鳥取市野坂	旧豊実小学校区
鳥取市立明治地区公民館	鳥取市松上	明治小学校区（上原・尾崎・上段を含む。）
鳥取市立松保地区公民館	鳥取市布勢	旧松保小学校区（三山口を除く。）
鳥取市立湖南地区公民館	鳥取市吉岡温泉町	湖南学園校区
鳥取市立末恒地区公民館	鳥取市伏野	末恒小学校区

鳥取市立岩倉地区公民館	鳥取市立川町六丁目	岩倉小学校区（あおば地区を除く。）
鳥取市立面影地区公民館	鳥取市桜谷	面影小学校区
鳥取市立津ノ井地区公民館	鳥取市桂木	津ノ井小学校区
鳥取市立米里地区公民館	鳥取市古郡家	米里小学校区
鳥取市立倉田地区公民館	鳥取市八坂	倉田小学校区
鳥取市立若葉台地区公民館	鳥取市若葉台南二丁目	若葉台小学校区
鳥取市立神戸地区公民館	鳥取市下砂見	神戸小学校区
鳥取市立大和地区公民館	鳥取市倭文	旧大和小学校区
鳥取市立美穂地区公民館	鳥取市朝月	旧美穂小学校区
鳥取市立東郷地区公民館	鳥取市西今在家	東郷小学校区
鳥取市立大正地区公民館	鳥取市古海	大正小学校区（徳尾を含む。）
鳥取市立豊実地区公民館	鳥取市野坂	旧豊実小学校区
鳥取市立明治地区公民館	鳥取市松上	明治小学校区（上原・尾崎・上段を含む。）
鳥取市立松保地区公民館	鳥取市布勢	旧松保小学校区（三山口を除く。）
鳥取市立湖南地区公民館	鳥取市吉岡温泉町	湖南学園校区
鳥取市立末恒地区公民館	鳥取市伏野	末恒小学校区

鳥取市立湖山地区公民館	鳥取市湖山町北一丁目	湖山小学校区
鳥取市立湖山西地区公民館	鳥取市湖山町西一丁目	湖山西小学校区
鳥取市立賀露地区公民館	鳥取市賀露町南五丁目	賀露小学校区（南隈・晩稲を除く。）
鳥取市立城北地区公民館	鳥取市青葉町三丁目	城北小学校区（旧千代水小学校区を除く。）
鳥取市立千代水地区公民館	鳥取市商栄町	旧千代水小学校区
鳥取市立浜坂地区公民館	鳥取市浜坂四丁目	浜坂小学校区
鳥取市立中ノ郷地区公民館	鳥取市覚寺	中ノ郷小学校区
鳥取市立宮下地区公民館	鳥取市国府町宮下	宮ノ下小学校区（あおば地区を除く。）
鳥取市立谷地区公民館	鳥取市国府町糸谷	旧谷小学校区
鳥取市立成器地区公民館	鳥取市国府町中河原	旧成器小学校区
鳥取市立大茅地区公民館	鳥取市国府町栃本	旧大茅小学校区
鳥取市立あおば地区公民館	鳥取市国府町新町二丁目	岩倉小学校区（あおば地区に限る。）・宮ノ下小学校区（あおば地区に限る。）
鳥取市立福部地区公民館	鳥取市福部町細川	福部未来学園校区

鳥取市立湖山地区公民館	鳥取市湖山町北一丁目	湖山小学校区
鳥取市立湖山西地区公民館	鳥取市湖山町西一丁目	湖山西小学校区
鳥取市立賀露地区公民館	鳥取市賀露町南五丁目	賀露小学校区（南隈・晩稲を除く。）
鳥取市立城北地区公民館	鳥取市田園町四丁目	城北小学校区（旧千代水小学校区を除く。）
鳥取市立千代水地区公民館	鳥取市商栄町	旧千代水小学校区
鳥取市立浜坂地区公民館	鳥取市浜坂四丁目	浜坂小学校区
鳥取市立中ノ郷地区公民館	鳥取市覚寺	中ノ郷小学校区
鳥取市立宮下地区公民館	鳥取市国府町宮下	宮ノ下小学校区（あおば地区を除く。）
鳥取市立谷地区公民館	鳥取市国府町糸谷	旧谷小学校区
鳥取市立成器地区公民館	鳥取市国府町中河原	旧成器小学校区
鳥取市立大茅地区公民館	鳥取市国府町栃本	旧大茅小学校区
鳥取市立あおば地区公民館	鳥取市国府町新町二丁目	岩倉小学校区（あおば地区に限る。）・宮ノ下小学校区（あおば地区に限る。）
鳥取市立福部地区公民館	鳥取市福部町細川	福部未来学園校区

鳥取市立河原地区公民館	鳥取市河原町長瀬	旧河原小学校区（釜口を除く。）
鳥取市立国英地区公民館	鳥取市河原町山手	旧国英小学校区（釜口を含む。）
鳥取市立八上地区公民館	鳥取市河原町曳田	旧八上小学校区
鳥取市立散岐地区公民館	鳥取市河原町佐貫	散岐小学校区
鳥取市立西郷地区公民館	鳥取市河原町牛戸	西郷小学校区
鳥取市立用瀬地区公民館	鳥取市用瀬町用瀬	旧用瀬小学校区
鳥取市立大村地区公民館	鳥取市用瀬町鷹狩	旧興徳小学校区
鳥取市立社地区公民館	鳥取市用瀬町宮原	旧社小学校区
鳥取市立佐治地区公民館	鳥取市佐治町加瀬木	佐治小学校区
鳥取市立瑞穂地区公民館	鳥取市気高町下坂本	瑞穂小学校区
鳥取市立宝木地区公民館	鳥取市気高町宝木	宝木小学校区（旧酒津村を除く。）
鳥取市立逢坂地区公民館	鳥取市気高町山宮	逢坂小学校区
鳥取市立浜村地区公民館	鳥取市気高町浜村	浜村小学校区
鳥取市立酒津地区公民館	鳥取市気高町酒津	宝木小学校区（旧宝木村を除く。）
鳥取市立鹿野地区公民館	鳥取市鹿野町鹿野	旧鹿野小学校区
鳥取市立勝谷地区公民館	鳥取市鹿野町宮方	旧勝谷小学校区
鳥取市立小鷲河地区公民館	鳥取市鹿野町小別所	旧小鷲河小学校区

鳥取市立河原地区公民館	鳥取市河原町長瀬	旧河原小学校区（釜口を除く。）
鳥取市立国英地区公民館	鳥取市河原町山手	旧国英小学校区（釜口を含む。）
鳥取市立八上地区公民館	鳥取市河原町曳田	旧八上小学校区
鳥取市立散岐地区公民館	鳥取市河原町佐貫	散岐小学校区
鳥取市立西郷地区公民館	鳥取市河原町牛戸	西郷小学校区
鳥取市立用瀬地区公民館	鳥取市用瀬町用瀬	旧用瀬小学校区
鳥取市立大村地区公民館	鳥取市用瀬町鷹狩	旧興徳小学校区
鳥取市立社地区公民館	鳥取市用瀬町宮原	旧社小学校区
鳥取市立佐治地区公民館	鳥取市佐治町加瀬木	佐治小学校区
鳥取市立瑞穂地区公民館	鳥取市気高町下坂本	瑞穂小学校区
鳥取市立宝木地区公民館	鳥取市気高町宝木	宝木小学校区（旧酒津村を除く。）
鳥取市立逢坂地区公民館	鳥取市気高町山宮	逢坂小学校区
鳥取市立浜村地区公民館	鳥取市気高町浜村	浜村小学校区
鳥取市立酒津地区公民館	鳥取市気高町酒津	宝木小学校区（旧宝木村を除く。）
鳥取市立鹿野地区公民館	鳥取市鹿野町鹿野	旧鹿野小学校区
鳥取市立勝谷地区公民館	鳥取市鹿野町宮方	旧勝谷小学校区
鳥取市立小鷲河地区公民館	鳥取市鹿野町小別所	旧小鷲河小学校区

鳥取市立日置地区公民館	鳥取市青谷町山根	旧日置小学校区
鳥取市立日置谷地区公民館	鳥取市青谷町奥崎	旧日置谷小学校区
鳥取市立勝部地区公民館	鳥取市青谷町紙屋	旧勝部小学校区
鳥取市立中郷地区公民館	鳥取市青谷町亀尻	旧中郷小学校区
鳥取市立青谷地区公民館	鳥取市青谷町青谷	旧青谷小学校区

鳥取市立日置地区公民館	鳥取市青谷町山根	旧日置小学校区
鳥取市立日置谷地区公民館	鳥取市青谷町奥崎	旧日置谷小学校区
鳥取市立勝部地区公民館	鳥取市青谷町紙屋	旧勝部小学校区
鳥取市立中郷地区公民館	鳥取市青谷町亀尻	旧中郷小学校区
鳥取市立青谷地区公民館	鳥取市青谷町青谷	旧青谷小学校区

城北地区公民館位置

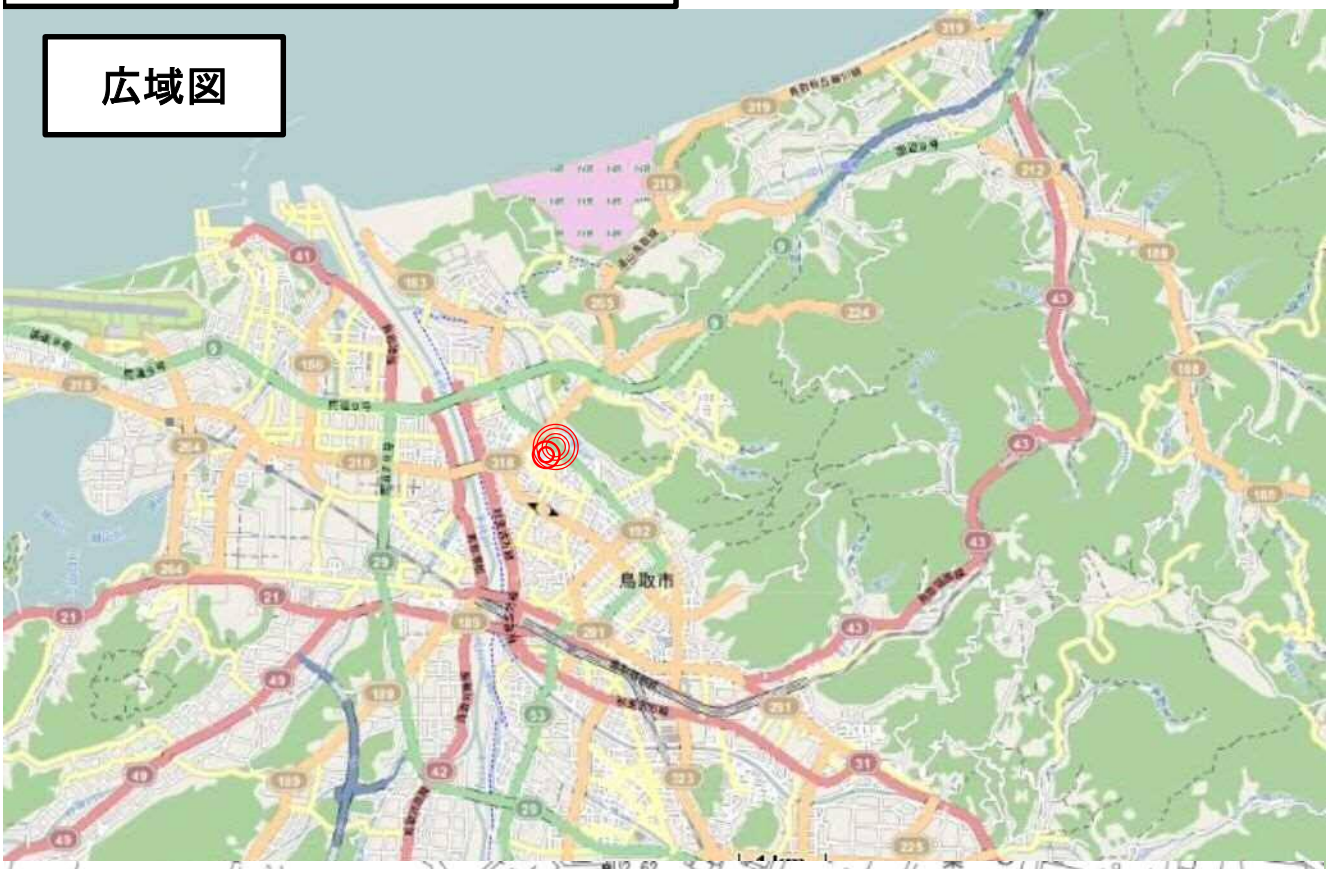
広域図
鳥取市

詳細図
新公民館
現公民館
真如苑
鳥取布教所
城北小学校
日本海
テレビ放送
日本海テレビ放送
鳥取県漁連会館
青葉町三丁目
田園町四丁目
城北地区
公民館
50 m

説明・協議事項（２）

1月定例教育委員会説明資料
年月日：令和2年1月29日
担当課：学校教育課

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

１　改正の目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第６１号）が公布され、事業に従事する者及びその員数に係る基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とされたことを受け、事業に従事する放課後児童支援員の配置基準を弾力化することで、放課後児童クラブにおける職員配置の適正化を図ることを目的とします。

２　改正の内容

⑴　放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないことについて、研修を行う者に指定都市の長を追加することとします。（第１０条関係）

⑵　放課後児童支援員に該当する者として、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者としているところ、教育職員免許法に規定する免許状を有する者に改めることとします。（第１０条関係）

⑶　放課後児童支援員に該当する者として、学校教育法の規定による大学において、専修する学科又は課程を修めて卒業した者について、専門職大学の前期課程を修了した者を含むことを追加することとします。（第１０条関係）

⑷　放課後児童支援員に該当する者として、５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものを追加することとします。（第１０条関係）

⑸　放課後児童支援員について、都道府県知事が行う研修を修了する経過措置の期間を延長することとします。（第１０条関係及び附則関係）

３　施行期日

この条例は、令和２年４月１日から施行することとします。

議案第　　号

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和２年　月　日提出

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年鳥取市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市の長」を加え、同項第４号中「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格」を「教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条に規定する免許状」に改め、同項第５号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の１号を加える。

⑽　５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附則第３項中「平成３２年３月３１日」を「令和４年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６３号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うためである。

鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鳥取市条例第 29 号）新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成 26 年９月 29 日 鳥取市条例第 29 号	○鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成 26 年９月 29 日 鳥取市条例第 29 号
第１条～第９条　　（略）	第１条～第９条　　（略）
（職員） 第 10 条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 ２　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに２人以上で当該支援の単位を構成する児童の数に応じて市長が定める数とする。ただし、そのうちの１人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第５項について同じ。）をもってこれに代えることができる。 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)　保育士の資格を有する者 (2)　社会福祉士の資格を有する者 (3)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」とい	（職員） 第 10 条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 ２　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに２人以上で当該支援の単位を構成する児童の数に応じて市長が定める数とする。ただし、そのうちの１人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第５項について同じ。）をもってこれに代えることができる。 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)　保育士の資格を有する者 (2)　社会福祉士の資格を有する者 (3)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」とい

う。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの (4)　教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第４条に規定する免許状を有する者 (5)　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） (6)　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学が認められた者 (7)　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (8)　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (9)　高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの (10)　５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの ４　第２項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。 ５　放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が 20 人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち１人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	う。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの (4)　学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校 、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 (5)　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (6)　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学が認められた者 (7)　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (8)　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (9)　高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの ４　第２項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。 ５　放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が 20 人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち１人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第 11 条～第 21 条　　（略） 附　則 （施行期日） １　この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２４年法律第６７号）の施行の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に放課後児童健全育成事業の用に供している建物については、当該建物の増築、改築又は構造の変更が行われるまでの間、第９条第２項の規定は、適用しないことができる。 ３　施行日から令和４年３月３１日までの間、第１０条第３項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和４年３月３１日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 ４　施行日において現に放課後児童健全育成事業を行っている場合（当該放課後児童健全育成事業を行っていた者から引き継いで当該放課後児童健全育成事業を行うこととなった場合を含む。）における第１０条第４項の規定の適用については、同項中「おおむね４０人以下」とあるのは、「７０人以下」とする。ただし、施行日以後当該放課後児童健全育成事業を分割することとなった場合は、この限りではない。 附　則 （施行期日） １　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。 附　則 この条例は、令和２年４月１日から施行する。	第 11 条～第 21 条　　（略） 附　則 （施行期日） １　この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２４年法律第６７号）の施行の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に放課後児童健全育成事業の用に供している建物については、当該建物の増築、改築又は構造の変更が行われるまでの間、第９条第２項の規定は、適用しないことができる。 ３　施行日から平成３２年３月３１日までの間、第１０条第３項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成３２年３月３１日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 ４　施行日において現に放課後児童健全育成事業を行っている場合（当該放課後児童健全育成事業を行っていた者から引き継いで当該放課後児童健全育成事業を行うこととなった場合を含む。）における第１０条第４項の規定の適用については、同項中「おおむね４０人以下」とあるのは、「７０人以下」とする。ただし、施行日以後当該放課後児童健全育成事業を分割することとなった場合は、この限りではない。 附　則 （施行期日） １　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

「鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」施行から改正までの経過

●平成 27 年 4 月子ども・子育て支援新制度の施行、児童福祉法改正。
→児童福祉法第 34 条の 8 の 2 に市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされ、市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省で定める基準を参酌するものとされた。

●放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省第 63 号）の公布（平成 26 年 4 月 30 日）　　※「設備運営基準」という
→子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成 27 年 4 月）から施行。

○鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を施行
→子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成 27 年 4 月）から施行。

●学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省令の整理等に関する省令（平成 30 年厚生労働省令第 15 号）【平成 30 年 2 月 16 日公布】【平成 30 年 4 月 1 日施行】
→大学制度の中に、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度が設けられることとされた。
→第 10 条第 3 項第 5 号を改正
　「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

※専門職大学（4 年制）の課程は、前期課程（2 年又は 3 年）及び後期課程（2 年または 1 年）に区分され、当該前期課程を修了した者については、短期大学の卒業と同様の教育水準を達成したものとみなされ短期大学士相当の学位が授与される

●放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 46 号）　【平成 30 年 3 月 30 日公布】【平成 30 年 4 月 1 日施行】
→第 10 条第 3 項に次の号が追加
「(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの。」
→第 10 条第 3 項第 4 号が改正
「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を、「教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者」に改める。

●放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 50 号）【平成 31 年 3 月 29 日公布】【平成 31 年 4 月 1 日施行】
→第 10 条第 3 項を改正
「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

●地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 9 次一括法）（令和元年法律第 26 号）　【令和元年 6 月 7 日公布】
これにより児童福祉法の一部改正がなされ、以下のように

≪現在の取り扱い≫
（児童福祉法第 34 条の 8 の 2）
1　市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。(以下略)
2　市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省で定める基準を参酌するものとする。
≪改正点≫
上記第 2 項の「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については」の部分を削除する。

→事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、設備運営基準を参酌することとされた。
（施行期日：令和 2 年 4 月 1 日以降）
→市町村においては、質の確保に配意しつつ地域の実情に応じた施設の設置や運営に主体的に取り組めることになった。

●放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 61 号）　【令和元年 10 月 3 日】【令和 2 年 4 月 1 日施行】
→設備運営基準第 1 条第 1 項について、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分を削除し、設備運営基準で定める事項を全て「参酌すべき基準」とされた。
→市町村が、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定めることが可能となる。異なる基準を定める場合については、児童の安全や育成支援の質が確保されていることが前提であり、設備運営基準の内容を十分参酌したうえで責任をもって判断する必要がある。

◎市条例第 10 条第 3 項及び附則に規定する放課後児童支援員については、令和 2 年 3 月 31 日にその経過措置が終了する予定であることから、この経過措置期間を延長するもの。これは、令和 2 年 4 月に新たに開設する放課後児童クラブにおいて、認定資格研修を受講する要件の 1 つ、「2 年以上児童福祉事業に従事したもの」に該当する期間まで延長する必要があることから、令和 4 年 3 月 31 日へ改めるもの。
また、平成 30 年、31 年公布の省令改正内容についてもこの度改める。

１月定例教育委員会説明資料	
年月日	令和２年１月２９日
担当課	教育総務課

説明・協議事項（３）

業務委託契約の変更について

平成３１年３月４日に議決された議案第７１号～７２号（業務委託契約の締結について）を次のように変更します。

議案第　　号　　業務委託契約の変更について

平成３１年３月４日に議決された議案第７１号（業務委託契約の締結について）を次のように変更する。

令和２年２月　日提出

鳥取市長　深　澤　義　彦

契約金額

変更前　金６１４，５２０，０００円

（うち消費税及び地方消費税の額　金４５，５２０，０００円）

変更後　金６０７，３８２，２８０円

（うち消費税及び地方消費税の額　金４４，９９１，２８０円）

提案理由

鳥取市立学校空調設備整備事業（２工区）業務委託契約の変更について議決を得るためである。

議案第　　号　　業務委託契約の変更について

平成３１年３月４日に議決された議案第７２号（業務委託契約の締結について）を次のように変更する。

令和２年２月　日提出

鳥取市長　深　澤　義　彦

契約金額

変更前　金５９５，８０３，６００円

（うち消費税及び地方消費税の額　金４４，１３３，６００円）

変更後　金６２３，７７２，２００円

（うち消費税及び地方消費税の額　金４６，６７６，２００円）

提案理由

鳥取市立学校空調設備整備事業（３工区）業務委託契約の変更について議決を得るためである。

業務委託契約の変更について

事業の背景

本事業は、夏季の猛暑等の影響から、児童・生徒に熱中症等の健康被害が及ばないよう本市の小・中・義務教育学校の全普通教室を対象に、令和元年度中に空調設備を設置し、安全で安心な教育環境を確保することを目的とする

■鳥取市立学校空調設備整備事業（2 工区）

１　変更理由

空調設備設置教室数及び整備教室総面積の変更による減額

当初整備教室総面積　：13,171 ㎡

変更後整備教室総面積：13,018 ㎡

２　整備面積変更校

・若葉台小学校 整備面積　977 ㎡ → 986 ㎡　9 ㎡増（設置教室変更）

・南　中学校　整備面積　1,029 ㎡ → 867 ㎡　162 ㎡減（教室 2 室減）

■鳥取市立学校空調設備整備事業（3 工区）

１　変更理由

空調設備設置教室数及び受変電設備交換による増額

当初整備教室総面積　：12,747 ㎡

変更後整備教室総面積：12,910 ㎡

２　整備面積変更校

・湖山西小学校 整備面積　979 ㎡ → 1,013 ㎡　34 ㎡増（教室 1 室増）

・逢坂小学校　整備面積　341 ㎡ → 398 ㎡　57 ㎡増（教室 1 室増）

・青谷小学校　整備面積　715 ㎡ → 787 ㎡　72 ㎡増（教室 1 室増）

３　受変電設備交換校

・瑞穂小学校　（老朽化のため）

・浜村小学校　（老朽化のため）

・鹿野学園 王舎城学舎（老朽化のため）

説明・協議事項（４）

１月定例教育委員会説明資料	
年月日	令和２年１月２９日
担当課	教育総務課

工事請負契約の締結について

議案第　　号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和２年３月　日提出

鳥取市長　深　澤　義　彦

１　契 約 目 的　　鳥取市立南中学校管理・特別教室棟増築（建築）工事施工のため

２　工 事 場 所　　鳥取市興南町地内

３　工 事 名 称　　鳥取市立南中学校管理・特別教室棟増築（建築）工事

４　工 事 概 要　　管理・特別教室棟増築

５　契 約 方 法　　指名競争入札

６　契 約 金 額　　金９２１，２５０，０００円

（うち消費税及び地方消費税の額　金８３，７５０，０００円）

７　契約の相手方　　鳥取市立南中学校管理・特別教室棟増築（建築）工事ジューケン・原田・都市特定建設工事共同企業体

代表者　鳥取市賀露町１１３番地２

株式会社ジューケン　代表取締役　加藤辰宏

構成員　鳥取市数津６２番地２

株式会社原田建設　代表取締役　原田　實

構成員　鳥取市湖山町東３丁目９８番地８

株式会社都市建設　代表取締役　横山　悟

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年鳥取市条例第１３号）第２条の規定により議決を得るためである。

鳥取市立南中学校管理・特別教室棟増築（建築）工事

１　事業の背景

南中学校は生徒数の増加が見込まれており、今後、教室不足の対応が必要となるため、既設の管理・特別教室棟を解体し増改築することで、適切な教育環境の確保を図る。

２　施設概要

管理・特別教室棟

〇鉄骨造４階建　延床面積３，４５５㎡（改築前：３階建　延床面積１，３９０㎡）

〇整備教室（普通教室４室、特別教室 12 室、多目的ホール、職員室、校長室など）

【敷地平面図】

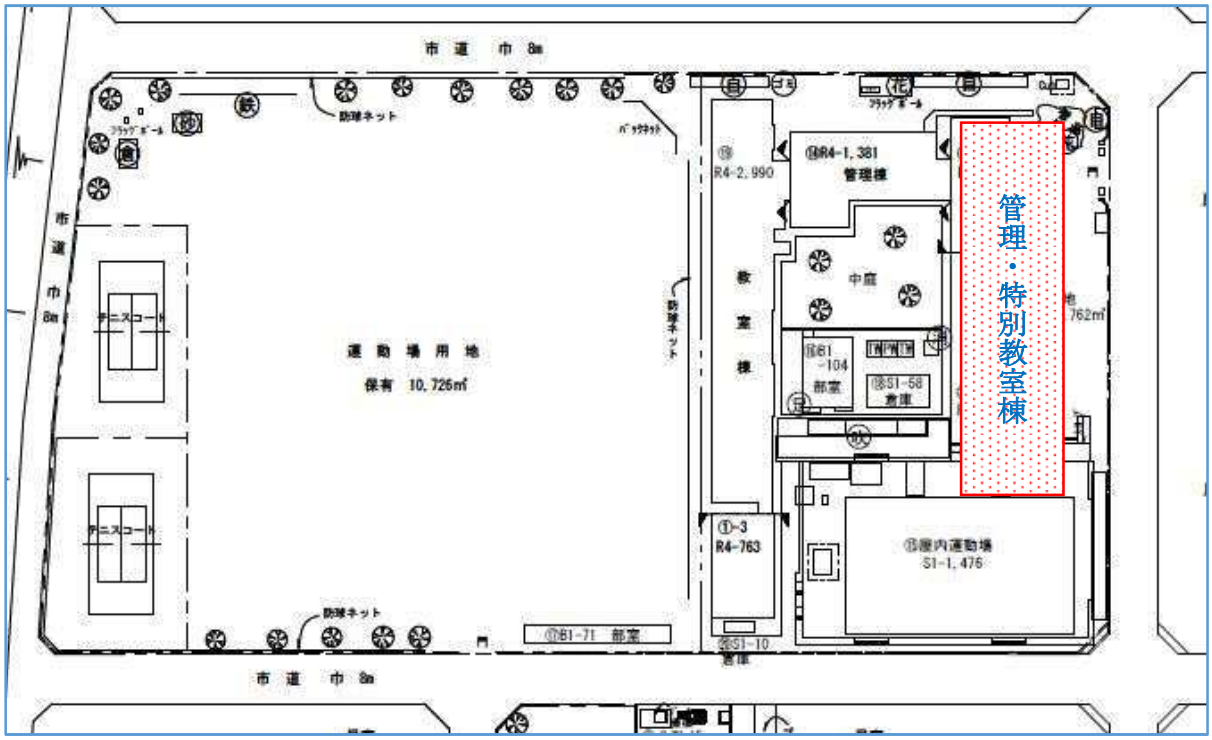

説明・協議事項（5）

1月定例教育委員会 資 料	
年月日	令和2年1月29日
担当課	教育委員会　各課

令和2年度鳥取市一般会計当初予算について

単位：千円

No	事 業 名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
1	教育委員報酬	教育総務課	2,712	2,712	0	0	0	0	2,712	
2	教育委員会運営費	教育総務課	295	484	189	0	0	0	484	
3	全国都市教育長協議会負担金	教育総務課	65	105	40	0	0	0	105	
4	鳥取県市町村教育委員会研究協議会負担金	教育総務課	139	139	0	0	0	0	139	
5	中国地区都市教育長会負担金	教育総務課	5	5	0	0	0	0	5	
6	教育委員会負担金	教育総務課	4	44	40	0	0	0	44	
7	職員費（教育総務課、学校教育課）	教育総務課	322,826	306,970	▲ 15,856	0	0	0	306,970	
8	事務局運営費（教育総務課）	教育総務課	1,040	1,033	▲ 7	0	0	0	1,033	
9	事務局統括費	教育総務課	347	338	▲ 9	0	0	0	338	
10	職員費（特別職）	教育総務課	14,471	14,515	44	0	0	0	14,515	
11	市立学校基金積立金	教育総務課	84	68	▲ 16	0	0	68	0	
12	鳥取市グローバル人材育成事業費	教育総務課	8,737	8,384	▲ 353	0	0	8,384	0	公募により選考した市内の中学生を英語圏域に派遣し、学校訪問やホームステイを通して多様な文化と歴史に触れる短期間研修（5日）経費。 派遣先：ケアンズ市内（オーストラリア） 派遣数：20人 ※その他財源は、参加費　1,400千円（70千円×20人）、ふるさと納税基金繰入金　6,984千円
13	校区審議会運営事業費	教育総務課	935	777	▲ 158	0	0	0	777	

No	事　業　名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
14	小学校嘱託職員報酬	教育総務課	78,397	91,237	12,840	0	0	0	91,237	
15	通信費（小学校）	教育総務課	11,281	11,687	406	0	0	300	11,387	
16	光熱水費（小学校）	教育総務課	177,098	193,230	16,132	0	0	391	192,839	
17	学校維持補修費（小学校・通常）	教育総務課	55,948	53,533	▲ 2,415	0	0	10,523	43,010	
18	学校維持補修費（小学校・大規模）	教育総務課	157,752	29,562	▲ 128,190	0	11,800	0	17,762	
19	一般管理事務費（小学校）	教育総務課	4,904	4,086	▲ 818	0	0	0	4,086	
20	学校管理経費（小学校）	教育総務課	112,425	95,736	▲ 16,689	0	0	0	95,736	
21	通学路除雪用小型除雪機管理費（小学校）	教育総務課	1,846	1,860	14	0	0	0	1,860	
22	校舎外壁改修事業費	教育総務課	0	19,427	19,427	0	0	0	19,427	令和元年7月30日に浜坂小学校において発生した校舎外壁落下事故を受けて全校の外壁の状況を調査し、修繕が必要な11校分の外壁修繕費用。 稲葉山、明治、世紀、末恒、湖山西、国府東、佐治、瑞穂、津ノ井、逢坂、賀露
23	教材費（教育総務課・小学校）	教育総務課	69,804	71,756	1,952	0	0	0	71,756	
24	理科教育等設備整備費	教育総務課	2,250	3,689	1,439	1,125	0	0	2,564	
25	学校図書購入費（小学校）	教育総務課	13,532	13,532	0	0	0	13,532	0	
26	特別教室備品整備費（小学校）	教育総務課	1,000	500	▲ 500	0	0	0	500	
27	音楽機器管理費	教育総務課	476	483	7	0	0	0	483	
28	図書室用パソコン整備事業費（小学校）	教育総務課	0	9,331	9,331	0	0	0	9,331	

No	事　業　名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
29	大規模改造事業費（小学校）	教育総務課	396,308	248,343	▲ 147,965	0	247,900	0	443	学校統合等による小学校大規模改築及び長寿命化に取り組む経費。 ①江山学園（現美和小）長寿命化改良及び増築工事費等　241,656千円 ②福部未來学園のり面整備工事 6,687千円
30	小学校増改築事業費	教育総務課	485,572	193,330	▲ 292,242	38,229	130,700	0	24,401	児童数増に伴う小学校の増改築を行う経費。 ①浜坂小学校屋内運動場の増改築工事 全体：527,459千円（R元～R2）　※事務費除く R元：201,860千円 R2：325,599千円　R3.02完成予定 ②浜坂小学校校舎増築に係る文化財調査 16,500千円 ③修立小学校校舎増築工事に伴う 工損調査（事後）3,174千円
31	中学校嘱託職員報酬	教育総務課	26,652	29,593	2,941	0	0	0	29,593	
32	通信費（中学校）	教育総務課	6,469	6,236	▲ 233	0	0	300	5,936	
33	光熱水費（中学校）	教育総務課	91,006	92,396	1,390	0	0	198	92,198	
34	学校維持補修費（中学校・通常）	教育総務課	27,817	22,955	▲ 4,862	0	0	5,051	17,904	
35	学校維持補修費（中学校・大規模）	教育総務課	0	4,477	4,477	0	4,400	0	77	
36	一般管理事務費（中学校）	教育総務課	1,700	1,602	▲ 98	0	0	0	1,602	
37	学校管理経費（中学校）	教育総務課	34,128	36,239	2,111	0	0	0	36,239	
38	通学路除雪用小型除雪機管理費（中学校）	教育総務課	155	155	0	0	0	0	155	

No	事　業　名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
39	校舎外壁改修事業費	教育総務課	0	2,374	2,374	0	0	0	2,374	令和元年7月30日に浜坂小学校において発生した校舎外壁落下事故を受けて全校の外壁の状況を調査し、修繕が必要な2校分の外壁修繕費用。 国府中、青谷中
40	教材費（教育総務課・中学校）	教育総務課	43,342	46,048	2,706	0	0	0	46,048	
41	理科教育等設備整備費	教育総務課	1,800	2,485	685	900	0	0	1,585	
42	学校図書購入費	教育総務課	11,490	11,490	0	0	0	11,490	0	
43	特別教室備品整備費	教育総務課	500	500	0	0	0	0	500	
44	吹奏楽楽器修繕費	教育総務課	850	764	▲ 86	0	0	0	764	
45	図書室用パソコン整備事業費（中学校）	教育総務課	0	4,057	4,057	0	0	0	4,057	
46	中学校増改築事業費	教育総務課	343,692	993,856	650,164	4,697	974,800	0	14,359	①南中学校の校舎増改築工事費　※事務費除く 全体：1,439,290千円 期間：R元～R3　（R3.11完成予定） R元：0千円　R2：853,638千円　R3：585,652千円 ②南中学校仮設校舎リース料（H30～R3） R2：124,534千円 ③大型バス借り上げ料　1,180千円 ④南中武道場地盤変動調査（事後） 12,122千円　等
47	大規模改造事業費（中学校）	教育総務課	0	2,203	2,203	0	1,600	0	603	老朽化、学校統合による、小学校大規模改築、長寿命化に取り組む経費。 鹿野学園（王舎城学舎）屋内運動場屋根改修に係る実施設計業務。 2,203千円
48	旧河原幼稚園舎管理経費	教育総務課	363	363	0	0	0	207	156	

No	事　業　名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
49	放課後児童対策事業費	学校教育課	487,937	529,357	41,420	398,961	3,900	3	126,493	放課後児童クラブの運営経費。 71クラブ（うち、継続68、新規2、分割1） 新規：岩倉、湖山 分割：浜村 ※その他財源は、施設使用料。
50	指導主事費（学校教育課）	学校教育課	10,719	13,775	3,056	0	0	0	13,775	
51	事務局運営費（学校教育課）	学校教育課	15,078	4,394	▲ 10,684	0	0	0	4,394	
52	語学指導等外国青年招致事業費	学校教育課	67,741	67,173	▲ 568	0	0	9,098	58,075	
53	小学校外国語活動教育支援事業費	学校教育課	4,295	3,838	▲ 457	0	0	0	3,838	学習指導要領の改訂により実施される外国語活動の円滑な実施を図るため、担任の指導を補助する指導者謝金。
54	学校図書館活用推進事業費	学校教育課	104,969	120,411	15,442	0	0	0	120,411	
55	外国人等児童生徒編入学支援事業費	学校教育課	1,950	2,252	302	0	0	0	2,252	
56	未来のとっとり教育創造事業費	学校教育課	1,998	964	▲ 1,034	0	0	0	964	
57	小規模校転入制度推進費	学校教育課	368	445	77	0	0	0	445	
58	複式学級対策事業費	学校教育課	35,074	36,905	1,831	0	6,000	0	30,905	
59	教職員研修運営事業費	学校教育課	16,155	17,592	1,437	0	0	0	17,592	

No	事　業　名	所属名	前年度 当初額	当初予算 要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
60	特別支援教育推進事業費	学校教育課	98,083	114,709	16,626	0	0	41	114,668	①教育支援委員会運営費　122千円 ②特別支援学級事業費　2,430千円 　体験先：鹿野町・佐治町そば打ち、砂の美術館等 　参加人数：430人（予定） ③FM補聴器購入補助　100千円 ④特別支援員の人件費　112,057千円 ※その他財源は、基金繰入金。
61	児童生徒交流体験事業費	学校教育課	0	16,537	16,537	2,205	10,300	0	4,032	
62	児童生徒支援事業費 （統合） ①生徒指導専任相談員事業費 ②不登校対策事業費 ③スクールソーシャルワーカー活用事業費	学校教育課	0	38,953	38,953	4,497	0	0	34,456	①児童生徒支援員の配置　28,763千円 ②不登校対策事業費　218千円 ③SSWの配置　9,972千円
63	東部地区教科用図書採択協議会負担金	学校教育課	115	190	75	0	0	0	190	
64	魅力と徹底の学力向上推進事業費 （旧　学力向上推進事業費）	学校教育課	6,740	19,130	12,390	0	0	19,130	0	児童生徒の基礎学力の定着と学力向上に向けて取り組む経費。 ①数学実践教育事業（3校）　600千円 ②基礎学力定着支援（小44校、中18校）ほか　4,102千円 ③（新）小1～中2の児童生徒を対象とした共通学力検査　14,428千円 　小学生：国・算　中学生：国・数・英・理・社 ※その他財源は、ふるさと納税基金。
65	特別支援学級教育振興基金積立金	学校教育課	1	1	0	0	0	1	0	
66	学校教育活動支援事業費	学校教育課	0	9,856	9,856	0	0	0	9,856	

No	事　業　名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
67	学校安全推進事業費	学校教育課	1,383	1,548	165	1,548	0	0	0	防災教育の充実と学校・地域が連携した学校安全推進体制の構築を図る経費（県委託事業　10/10）（地域との合同訓練、防災備品購入等）２校
68	学校働き方改革推進事業費	学校教育課	0	18,541	18,541	0	0	0	18,541	
69	子どもたちの心と自治力育成事業費 ①地域の宝研究事業費 ②道徳教育実践研究事業費	学校教育課	2,000	2,028	28	1,428	0	0	600	①笑顔あふれる自治力育成研究事業 　児童会・生徒会活動を通して児童生徒が自分たちでよりよい学校生活をつくっていく「自治的能力」、「人間関係形成力」を育成するための実践研究　600千円（3校） ②道徳教育実践研究事業（県委託事業　10/10） 　「考え議論する道徳」に向けた授業改善や評価の在り方等についての研究　1,428千円（3校）
70	自立と創造の学校・学園づくり推進事業費 ①自立と創造の学校づくり推進事業費 ②特色ある中学校区創造事業費	学校教育課	0	24,180	24,180	0	0	24,180	0	①学校運営協議会委員報酬　1,344千円 ②自立と創造の学校づくり推進事業　19,276千円 ③学園づくり推進事業　3,560千円
71	教育センター運営事業費	学校教育課	19,812	23,690	3,878	0	0	1,703	21,987	
72	医療的ケアのための看護師派遣事業費	学校教育課	756	756	0	252	0	0	504	
73	学校管理事務費（小学校）	学校教育課	31,490	31,360	▲ 130	0	0	0	31,360	
74	教科指導費	学校教育課	339	78,323	77,984	0	0	0	78,323	
75	補助教材費	学校教育課	146,970	145,005	▲ 1,965	0	0	145,005	0	
76	教育用コンピュータ活用事業費	学校教育課	97,369	116,402	19,033	0	0	0	116,402	

No	事　業　名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
77	小学校3～6年生における35人学級実施事業費	学校教育課	44,000	54,000	10,000	0	4,000	0	50,000	
78	学校管理事務費（中学校）	学校教育課	14,282	15,058	776	0	0	0	15,058	
79	教科指導費	学校教育課	5,148	9	▲ 5,139	0	0	0	9	
80	補助教材費	学校教育課	96,060	96,320	260	0	0	96,320	0	
81	教育用コンピュータ活用事業費	学校教育課	31,640	42,687	11,047	0	0	0	42,687	
82	部活動推進事業費	学校教育課	10,184	19,474	9,290	9,827	0	0	9,647	
83	中学校2･3年生における35人学級実施事業費	学校教育課	18,000	16,000	▲ 2,000	0	2,000	0	14,000	
84	放課後子ども教室推進事業費（学校教育課）	学校教育課	9,976	7,205	▲ 2,771	2,223	0	0	4,982	
85	人権教育推進事業費	学校教育課	0	1,474	1,474	897	0	0	577	
86	事務局運営費（学校保健給食課）	学校保健給食課	2,065	2,454	389	0	0	0	2,454	
87	奨学資金貸付金	学校保健給食課	108	108	0	0	0	0	108	
88	教育福祉振興基金奨励事業費	学校保健給食課	320	310	▲ 10	0	0	310	0	
89	教育福祉振興基金積立金	学校保健給食課	8	8	0	0	0	8	0	
90	遠距離通学費補助金（小学校）	学校保健給食課	14,921	16,273	1,352	163	0	0	16,110	
91	遠距離通学費補助金（中学校）	学校保健給食課	10,769	9,941	▲ 828	0	0	0	9,941	
92	要保護・準要保護児童就学援助費（小学校）	学校保健給食課	32,079	33,790	1,711	310	77	0	33,403	
93	要保護・準要保護児童就学援助費（中学校）	学校保健給食課	45,647	46,230	583	640	33	0	45,557	
94	特別支援学級教育就学奨励費（小学校）	学校保健給食課	5,281	5,409	128	2,704	0	0	2,705	
95	特別支援学級教育就学奨励費（中学校）	学校保健給食課	3,854	4,476	622	2,238	0	0	2,238	
96	通学用ヘルメット購入補助金	学校保健給食課	461	398	▲ 63	0	0	0	398	

No	事　業　名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
97	学校医報酬等	学校保健給食課	33,939	31,798	▲ 2,141	0	0	0	31,798	
98	衛生管理費	学校保健給食課	39,185	39,493	308	0	0	0	39,493	
99	日本スポーツ振興センター負担金	学校保健給食課	13,667	13,452	▲ 215	0	0	5,834	7,618	
100	学校保健医療扶助費	学校保健給食課	2,466	1,883	▲ 583	478	0	0	1,405	
101	職員費（学校保健給食課）	学校保健給食課	72,331	69,197	▲ 3,134	0	0	0	69,197	
102	給食配送委託費	学校保健給食課	70,307	70,774	467	0	0	5,324	65,450	
103	給食調理委託費	学校保健給食課	430,263	434,018	3,755	0	0	3,670	430,348	
104	準要保護児童・生徒給食扶助費（小学校）	学校保健給食課	41,531	41,541	10	75	0	0	41,466	
105	準要保護児童・生徒給食扶助費（中学校）	学校保健給食課	27,452	25,461	▲ 1,991	42	0	0	25,419	
106	光熱水費（学校給食センター）	学校保健給食課	99,149	102,082	2,933	0	0	1,346	100,736	
107	一般管理費（学校給食センター）	学校保健給食課	61,546	66,452	4,906	0	0	1,262	65,190	①給食センター8施設の運営管理費　66,084千円 ②学校給食センター整備計画に係る経費　368千円 ※その他財源は、学校給食負担金。（県立学校分）
108	学校給食食物アレルギー対策事業費	学校保健給食課	266	160	▲ 106	0	0	0	160	
109	備品整備（学校給食センター）	学校保健給食課	28,460	15,517	▲ 12,943	0	8,100	13	7,404	給食センターの大型備品更新に係る経費。 ①給食配送車（用瀬便）8,461千円 ②各センター調理機器備品　7,056千円 ※その他財源は、学校給食負担金。（県立学校分）
110	学校給食未納対策費	学校保健給食課	2,434	2,539	105	0	0	1,354	1,185	

No	事　業　名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
111	学校給食運営事業費	学校保健給食課	936,032	929,049	▲ 6,983	0	0	894,799	34,250	
112	社会教育指導員報酬	生涯学習・スポーツ課	2,892	3,419	527	0	0	0	3,419	
113	職員費（生涯学習・スポーツ課、文化財課、分室）	生涯学習・スポーツ課	175,959	181,803	5,844	0	0	0	181,803	
114	教育福祉振興会等補助金	生涯学習・スポーツ課	53,154	58,706	5,552	0	0	0	58,706	鳥取市福祉文化会館及び国府町体育館等の運営を行う（公財）鳥取市教育福祉振興会に対する補助。
115	青少年育成基金積立金	生涯学習・スポーツ課	13	5	▲ 8	0	0	5	0	
116	職員研修費	生涯学習・スポーツ課	228	250	22	0	0	0	250	
117	生涯学習推進事業費（生涯学習・スポーツ課）	生涯学習・スポーツ課	2,637	2,778	141	0	0	0	2,778	各地区教育委員会分室において行う生涯学習各種事業に係る経費。
118	生涯学習講座推進事業費	生涯学習・スポーツ課	6,748	6,766	18	0	0	0	6,766	尚徳大学、市民大学、人材活用事業を取り組む経費。
119	ろうあ成人学級開設費	生涯学習・スポーツ課	381	381	0	0	0	0	381	
120	福祉文化会館利用者駐車場使用料	生涯学習・スポーツ課	481	0	▲ 481	0	0	0	0	
121	事務局費（生涯学習・スポーツ課）	生涯学習・スポーツ課	1,665	1,679	14	0	0	0	1,679	
122	県社会教育協議会負担金	生涯学習・スポーツ課	242	242	0	0	0	0	242	
123	少年愛護センター運営費	生涯学習・スポーツ課	5,873	7,159	1,286	170	0	6,264	725	
124	青年団体育成費補助金	生涯学習・スポーツ課	1,855	1,855	0	0	0	1,855	0	
125	子どもフェスティバル開催運営事業費補助金	生涯学習・スポーツ課	80	80	0	0	0	0	80	
126	市ジュニアリーダー養成講座開設費	生涯学習・スポーツ課	300	300	0	0	0	0	300	
127	成人式開催費	生涯学習・スポーツ課	1,800	1,808	8	0	0	0	1,808	

No	事　業　名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
128	PTA育成費	生涯学習・スポーツ課	209	210	1	0	0	0	210	
129	子育て講座開設費	生涯学習・スポーツ課	2,512	2,500	▲ 12	770	0	0	1,730	
130	ものづくり道場推進事業費	生涯学習・スポーツ課	4,428	4,245	▲ 183	0	0	0	4,245	
131	運営審議会委員報酬	生涯学習・スポーツ課	491	491	0	0	0	0	491	
132	嘱託報酬（分室等）	生涯学習・スポーツ課	40,995	45,632	4,637	0	0	0	45,632	
133	地区公民館事業費（生涯学習・スポーツ課）	生涯学習・スポーツ課	30,390	30,404	14	0	0	0	30,404	
134	地域学校協働活動推進事業費	生涯学習・スポーツ課	6,423	4,616	▲ 1,807	1,168	0	0	3,448	
135	河原町国英地区活性化施設（仮称）整備事業費	生涯学習・スポーツ課	21,768	223,244	201,476	0	223,200	0	44	河原町国英地区への屋内運動場や備蓄倉庫を兼ね備えたコミュニティセンターの整備に係る経費。（R3完成予定） 全体：392,153千円 R2：223,244千円　R3：168,909千円 施設概要：鉄骨平屋建、屋内運動場、防災備蓄倉庫、多目的交流室、ミーティングルームほか。
136	青少年施設管理費	生涯学習・スポーツ課	129	145	16	0	0	36	109	
137	集会所管理費	生涯学習・スポーツ課	50,915	46,744	▲ 4,171	0	0	2,246	44,498	
138	旧末恒公民館解体撤去事業費	生涯学習・スポーツ課	31,706	10,579	▲ 21,127	0	0	0	10,579	
139	文化センター施設管理費	生涯学習・スポーツ課	86,161	86,662	501	0	0	2,086	84,576	
140	文化センター施設整備費	生涯学習・スポーツ課	62,174	49,771	▲ 12,403	0	47,200	0	2,571	①文化センター3階部分の空調改修工事等。 37,362千円 ②文化ホール天井改修設計業務　11,012千円 ③施設修繕等　1,397千円
141	勤労青少年ホーム施設管理費	生涯学習・スポーツ課	9,335	9,500	165	0	0	7,006	2,494	

No	事　業　名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
142	嘱託報酬（サイクリングターミナル）	生涯学習・スポーツ課	5,621	6,741	1,120	0	0	0	6,741	
143	サイクリングターミナル運営管理費	生涯学習・スポーツ課	11,988	12,959	971	0	0	9,786	3,173	
144	職員費（さじアストロパーク）	生涯学習・スポーツ課	35,373	35,334	▲ 39	0	0	0	35,334	
145	さじアストロパーク企画イベント等事業費	生涯学習・スポーツ課	2,911	2,911	0	0	0	0	2,911	
146	さじアストロパーク運営管理費	生涯学習・スポーツ課	34,219	35,104	885	593	0	12,454	22,057	さじアストロパーク運営管理費。 天体宿泊施設4棟において階段及びトイレへの手すり設置、寝室へのベッドの整備などのユニバーサル化を実施する経費　1,184千円　（県1/2） ※その他財源は、施設使用料
147	さじコスモスの館運営管理費	生涯学習・スポーツ課	1,437	147	▲ 1,290	0	0	100	47	
148	スポーツ推進審議会委員報酬	生涯学習・スポーツ課	114	221	107	0	0	0	221	
149	スポーツ推進委員活動費	生涯学習・スポーツ課	3,968	3,984	16	0	0	0	3,984	
150	スポーツ表彰費	生涯学習・スポーツ課	646	646	0	0	0	0	646	
151	スポーツ教室開催費	生涯学習・スポーツ課	1,727	1,727	0	0	0	0	1,727	
152	市体育協会等運営補助金	生涯学習・スポーツ課	19,628	19,955	327	0	0	0	19,955	
153	市民総スポーツ運動費	生涯学習・スポーツ課	12,464	12,512	48	0	0	0	12,512	
154	小学生スポーツ全国大会出場補助金	生涯学習・スポーツ課	804	804	0	0	0	0	804	
155	市民体育祭開催費	生涯学習・スポーツ課	2,179	2,334	155	0	0	0	2,334	
156	姫路市スポーツ大会開催費	生涯学習・スポーツ課	659	674	15	0	0	0	674	
157	スポレク祭開催費	生涯学習・スポーツ課	729	741	12	0	0	0	741	

No	事　業　名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
158	新春健康マラソン大会開催費	生涯学習・スポーツ課	514	621	107	0	0	0	621	
159	麒麟のまち交流スポーツ大会事業費	生涯学習・スポーツ課	3,668	3,500	▲ 168	0	0	0	3,500	連携中枢都市圏域において圏域のスポーツ振興につなげるために民間事業者が実施するスポーツイベントを支援する補助制度。 対象経費：イベント開催に要する経費。 補助金：対象経費の2/3（上限2,000千円）
160	ガイナーレ鳥取力向上事業費	生涯学習・スポーツ課	3,993	4,196	203	0	0	2,750	1,446	
161	Jリーグ公式戦等運営費	生涯学習・スポーツ課	81	184	103	0	0	0	184	
162	小中学校体育連盟補助金	生涯学習・スポーツ課	11,344	12,113	769	0	0	0	12,113	
163	鳥取マラソン開催費	生涯学習・スポーツ課	7,500	7,500	0	0	0	0	7,500	
164	子どものこころづくり支援「夢の教室」事業費	生涯学習・スポーツ課	3,627	3,500	▲ 127	0	0	3,500	0	
165	因幡但馬ジオパーク都市交流陸上競技大会補助金	生涯学習・スポーツ課	100	100	0	0	0	0	100	
166	子どもの身体・健康づくり推進事業費	生涯学習・スポーツ課	524	550	26	0	0	0	550	
167	山陰ジオパーク小学生駅伝競走大会事業費	生涯学習・スポーツ課	103	104	1	0	0	0	104	
168	キャンプ地誘致推進事業費	生涯学習・スポーツ課	8,686	~~41,427~~ 36121	32,741	0	0	0	41,427	オリンピック・パラリンピックのキャンプ・合宿等の受入経費 ①女子サッカーカナダ代表　3,327千円 ②陸上ジャマイカ代表　~~35,693~~千円 30794 ③卓球日本代表（パラ）　2,000千円 ※負担割合（県1/2 市1/3 県体育協会1/6）

No	事　業　名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
169	ワールドマスターズゲームズ2021関西大会開催事業費	生涯学習・スポーツ課	0	15,630	15,630	0	0	0	15,630	R3年5月に実施予定のワールドマスターズゲームズ2021関西の開催経費。 全35競技のうち、鳥取市ではアーチェリーを開催 ※負担割合（県1/2 市1/3 県体育協会1/6）
170	東京オリンピック関連事業費	生涯学習・スポーツ課	0	1,467	1,467	0	0	0	1,467	①東京オリンピック聖火リレー開催セレモニー 5/23（土） 172千円 県庁→花時計 ②東京オリンピック聖火リレー開催負担金。 1,150千円 （県市各1/2） ③事務費 145千円
171	各種大会開催補助金	生涯学習・スポーツ課	1,000	0	▲ 1,000	0	0	0	0	
172	地区体育館管理費	生涯学習・スポーツ課	18,652	19,359	707	0	1,900	7,008	10,451	
173	体育施設管理費	生涯学習・スポーツ課	204,466	202,193	▲ 2,273	0	0	2,755	199,438	
174	屋外体育施設管理費	生涯学習・スポーツ課	6,428	40,410	33,982	0	0	24,655	15,755	①屋外体育施設の管理業務等 ②県が実施する県道本鹿高福線（佐貫工区）の支障となる河原町屋内ゲートボール場の解体経費 24,655千円 ※その他財源は、基金繰入金
175	プール管理費	生涯学習・スポーツ課	6,726	8,512	1,786	0	0	230	8,282	
176	市民体育館等再整備事業費	生涯学習・スポーツ課	11,099	6,820	▲ 4,279	0	0	0	6,820	R2～R4に実施予定である市民体育館の設計・建設 受注者の業務実施状況のモニタリング業務 全体：17,160千円（R3～R4は債務負担行為） R2：6,820千円　R3：5,170千円　R4：5,170千円
177	文化財審議会費	文化財課	104	104	0	0	0	0	104	

No	事　業　名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
178	指定文化財等管理費	文化財課	3,432	3,700	268	0	0	13	3,687	
179	史跡鳥取藩主池田家墓所管理補助金	文化財課	11,184	12,616	1,432	0	0	0	12,616	
180	指定文化財補助金	文化財課	12,456	7,017	▲ 5,439	0	0	0	7,017	
181	登録有形文化財等申請費補助金	文化財課	100	50	▲ 50	10	0	0	40	
182	ハマナス南限地帯管理費	文化財課	429	461	32	105	0	0	356	
183	全国史跡整備市町村協議会負担金	文化財課	40	40	0	0	0	0	40	
184	全史協中国地区協議会負担金	文化財課	10	10	0	0	0	0	10	
185	全国近代化遺産活用協議会負担金	文化財課	420	20	▲ 400	0	0	0	20	
186	重要文化財仁風閣保存整備事業費	文化財課	4,746	6,000	1,254	0	0	6,000	0	経年劣化が進む仁風閣の修理計画策定業務。 ※修理計画策定、R3以降に国庫補助を受けて修繕を実施予定。 ※その他財源は、ふるさと納税基金
187	鳥取城跡保存修理事業費	文化財課	317,471	193,686	▲ 123,785	111,658	72,000	0	10,028	鳥取城跡の復元、環境整備を行う経費。 ・中ノ御門復元工事（R4年度完成予定） ・城跡管理活用事業等（環境整備、調査研究資料刊行等）
188	仁風閣・宝扇庵管理費	文化財課	19,374	19,555	181	0	0	0	19,555	
189	円通寺人形芝居伝承施設管理費	文化財課	601	564	▲ 37	0	0	0	564	
190	埋蔵文化財調査センター管理費	文化財課	2,617	570	▲ 2,047	0	0	72	498	
191	埋蔵文化財調査センター運営補助金	文化財課	2,369	2,372	3	0	0	0	2,372	
192	埋蔵文化財調査費	文化財課	17,820	15,686	▲ 2,134	4,776	0	0	10,910	
193	文化財調査費	文化財課	3,815	4,899	1,084	2,937	0	0	1,962	

No	事　業　名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
194	出土品保存修理事業費	文化財課	878	976	98	640	0	0	336	
195	河原歴史民俗資料館管理費	文化財課	45	86	41	0	0	0	86	
196	用瀬郷土歴史館管理費	文化財課	233	225	▲ 8	0	0	0	225	
197	佐治歴史民俗資料館管理費	文化財課	227	231	4	0	0	1	230	
198	上寺地遺跡管理事業費	文化財課	3,280	3,826	546	0	0	0	3,826	青谷上寺地遺跡管理経費等。 ①青谷上寺地遺跡公園管理費（除草）、保存活用協議会活動負担金　3,826千円
199	旧美歎水源地水道施設管理活用事業費	文化財課	7,039	6,744	▲ 295	0	0	18	6,726	
200	埋蔵文化財体験・活用事業費	文化財課	4,296	10,646	6,350	1,702	0	0	8,944	
201	青谷上寺地遺跡展示館・あおや郷土館運営管理費	文化財課	31,278	31,642	364	4,214	0	10	27,418	
202	歴史博物館管理費	文化財課	260,985	247,362	▲ 13,623	3,217	109,700	5,310	129,135	①歴史博物館常設展示リニューアル整備業務（R元～R2） 総額232,208千円　うち、R2　94,541千円 ②リニューアルに係る検討委員会開催、備品整備19,992千円 ③歴史博物館運営管理経費等　132,829千円 ※その他財源は、光熱費使用料、ふるさと納税基金繰入金。
203	因幡万葉歴史館管理費	文化財課	44,195	44,784	589	212	0	18	44,554	
204	文化財団運営補助金事業費	文化財課	35,219	41,156	5,937	0	0	0	41,156	
205	歴史文化基本構想策定事業費	文化財課	9,524	9,673	149	2,500	0	0	7,173	
206	嘱託報酬（市民図書館）	中央図書館	52,617	65,370	12,753	0	0	0	65,370	
207	職員費（市民図書館）	中央図書館	73,858	78,212	4,354	0	0	0	78,212	

No	事　業　名	所属名	前年度当初額	当初予算要求額	比較	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
208	図書館協会等負担金	中央図書館	68	68	0	0	0	0	68	
209	地域社会教育活動総合事業費	中央図書館	873	783	▲ 90	0	0	0	783	
210	図書館情報管理システム処理費	中央図書館	26,466	26,333	▲ 133	0	0	66	26,267	
211	用瀬図書館移転事業費	中央図書館	0	6,828	6,828	0	1,600	0	5,228	用瀬図書館の用瀬総合支所2階への移転及び閲覧テーブル等の備品整備経費。 移転時期：R3年3月（予定）
212	図書購入費	中央図書館	36,341	36,678	337	0	0	36,678	0	中核市として、圏域の図書館と連携を取りながら、住民が必要とする資料や情報を提供するための図書購入費。 ※その他財源は、ふるさと納税基金。
213	一般管理費（市民図書館）	中央図書館	17,868	16,985	▲ 883	0	0	100	16,885	
214	移動図書館車購入費	中央図書館	0	15,479	15,479	0	15,300	0	179	H15年2月に購入した移動図書館車「こだま号」の更新経費。

説明・協議事項（6）

１月定例教育委員会　資　料	
年月日	令和2年1月29日
担当課	教育委員会　各課

令和元年度鳥取市一般会計補正予算（2月補正）について

No	事　業　名	所属名	補正前額	補正予算要求額	補正後額	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
1	鳥取市グローバル人材育成事業費	教育総務課	8,737	▲ 1,238	7,499	0	0	▲ 1,238	0	
2	特色ある小中9年教育支援事業費	教育総務課	4,265	▲ 119	4,146	0	0	0	▲ 119	
3	校区審議会運営事業費	教育総務課	935	▲ 267	668	0	0	0	▲ 267	
4	学校警備費（小学校）	教育総務課	1,118	7	1,125	0	0	0	7	
5	通信費（小学校）	教育総務課	11,281	541	11,822	0	0	0	541	
6	光熱水費（小学校）	教育総務課	177,098	11,882	188,980	0	0	0	11,882	
7	学校維持補修費（小学校・通常）	教育総務課	62,293	4,228	66,521	0	0	0	4,228	
8	学校維持補修費（小学校・大規模）	教育総務課	157,752	▲ 53,102	104,650	0	▲ 57,900	0	4,798	
9	一般管理事務費（小学校）	教育総務課	4,904	▲ 203	4,701	0	0	0	▲ 203	
10	通学路除雪用小型除雪機管理費（小学校）	教育総務課	1,846	▲ 185	1,661	0	0	0	▲ 185	
11	特別教室備品整備費（小学校）	教育総務課	1,000	9,843	10,843	0	0	0	9,843	
12	大規模改造事業費（小学校）	教育総務課	412,106	▲ 46,315	365,791	1,511	▲ 123,800	0	75,974	
13	小学校増改築事業費	教育総務課	579,618	112,963	692,581	33,557	▲ 14,500	0	93,906	修立小校舎増築事業等の決算見込みによる減額補正と、浜坂小学校屋内運動場改築事業の前倒分（159,911千円）計上のため
14	学校警備費（中学校）	教育総務課	422	2	424	0	0	0	2	
15	光熱水費（中学校）	教育総務課	91,006	1,938	92,944	0	0	0	1,938	

No	事　業　名	所属名	補正前額	補正予算要求額	補正後額	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
16	学校維持補修費（中学校・通常）	教育総務課	27,817	▲ 2	27,815	0	0	0	▲ 2	
17	一般管理事務費（中学校）	教育総務課	1,700	842	2,542	0	0	0	842	
18	理科設備少額設備整備事業費	教育総務課	670	54	724	0	0	0	54	
19	特別教室備品整備費	教育総務課	500	7,897	8,397	0	0	0	7,897	
20	吹奏楽楽器修繕費	教育総務課	850	64	914	0	0	0	64	
21	中学校増改築事業費	教育総務課	343,692	▲ 2,014	341,678	▲ 411	▲ 76,600	0	74,997	
22	旧河原幼稚園舎管理経費	教育総務課	363	118	481	0	0	0	118	
23	放課後児童対策事業費	学校教育課	487,937	7,835	495,772	▲ 58,140	0	0	65,975	
24	語学指導等外国青年招致事業費	学校教育課	67,307	▲ 1,813	65,494	0	0	1,238	▲ 3,051	
25	小学校外国語活動人材支援事業費	学校教育課	4,295	▲ 650	3,645	0	0	0	▲ 650	
26	校務支援事業費	学校教育課	12,005	187	12,192	0	0	0	187	
27	外国人児童生徒編入学支援事業費	学校教育課	1,950	525	2,475	0	0	0	525	
28	教育センター運営事業費	学校教育課	19,724	370	20,094	0	0	0	370	
29	医療的ケアのための看護師派遣事業費	学校教育課	756	▲ 756	0	▲ 252	0	0	▲ 504	
30	中山間地域ふるさと体験活動支援事業費	学校教育課	12,484	▲ 1,071	11,413	▲ 2,123	1,000	0	52	
31	学校管理事務費（小学校）	学校教育課	31,490	▲ 13,632	17,858	0	0	4,500	▲ 18,132	
32	補助教材費	学校教育課	146,970	▲ 82,932	64,038	0	0	▲ 82,932	0	
33	教育用コンピュータ活用事業費	学校教育課	97,369	▲ 9,209	88,160	0	0	0	▲ 9,209	
34	小学校3～6年生における35人学級実施事業費	学校教育課	44,000	4,000	48,000	0	0	0	4,000	

No	事　業　名	所属名	補正前額	補正予算要求額	補正後額	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
35	学校管理事務費（中学校）	学校教育課	14,282	▲ 6,521	7,761	0	0	0	▲ 6,521	
36	補助教材費	学校教育課	96,060	▲ 47,768	48,292	0	0	▲ 47,768	0	
37	教育用コンピュータ活用事業費	学校教育課	31,640	▲ 1,929	29,711	0	0	0	▲ 1,929	
38	中学校2・3年生における35人学級実施事業費	学校教育課	18,000	▲ 2,000	16,000	0	0	0	▲ 2,000	
39	教育福祉振興基金奨励事業費	学校保健給食課	320	▲ 10	310	0	0	▲ 10	0	
40	教育福祉振興基金積立金	学校保健給食課	8	608	616	0	0	608	0	2者より計608千円の寄附金を受領したため
41	遠距離通学費補助金（中学校）	学校保健給食課	10,769	▲ 2,479	8,290	0	0	0	▲ 2,479	
42	要保護・準要保護児童就学援助費（小学校）	学校保健給食課	33,813	1,162	34,975	0	0	0	1,162	令和2年度新入学児童学用品費（入学前支給）単価改正差額等
43	要保護・準要保護児童就学援助費（中学校）	学校保健給食課	45,647	2,036	47,683	0	0	0	2,036	令和元年度新入学生徒学用品費及び令和2年度新入学生徒学用品費（入学前支給）単価改正差額等
44	特別支援学級教育就学奨励費（小学校）	学校保健給食課	5,281	345	5,626	173	0	0	172	
45	特別支援学級教育就学奨励費（中学校）	学校保健給食課	3,854	▲ 641	3,213	▲ 321	0	0	▲ 320	
46	衛生管理費	学校保健給食課	39,185	▲ 2,215	36,970	0	0	0	▲ 2,215	
47	日本スポーツ振興センター負担金	学校保健給食課	13,667	▲ 332	13,335	0	0	▲ 113	▲ 219	
48	学校保健医療扶助費	学校保健給食課	2,466	▲ 379	2,087	▲ 22	0	0	▲ 357	
49	給食配送委託費	学校保健給食課	70,307	▲ 117	70,190	0	0	0	▲ 117	
50	光熱水費（学校給食センター）	学校保健給食課	99,149	3,421	102,570	0	0	▲ 122	3,543	
51	一般管理費（学校給食センター）	学校保健給食課	65,662	0	65,662	0	0	395	▲ 395	
52	備品整備（学校給食センター）	学校保健給食課	28,460	0	28,460	0	4,500	0	▲ 4,500	

No	事　業　名	所属名	補正前額	補正予算要求額	補正後額	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
53	学校給食未納対策費	学校保健給食課	2,492	0	2,492	0	0	1,992	▲ 1,992	
54	学校給食運営事業費	学校保健給食課	935,984	▲ 23,352	912,632	0	0	▲ 28,355	5,003	
55	生涯学習推進事業費（生涯学習・スポーツ課）	生涯学習・スポーツ課	2,637	▲ 391	2,246	0	0	0	▲ 391	
56	成人式開催費	生涯学習・スポーツ課	1,800	7	1,807	0	0	0	7	
57	地域学校協働活動推進事業費	生涯学習・スポーツ課	6,423	▲ 3,480	2,943	▲ 531	0	0	▲ 2,949	
58	河原町国英地区活性化施設（仮称）整備事業費	生涯学習・スポーツ課	21,768	▲ 3,949	17,819	0	▲ 3,900	0	▲ 49	事業費確定による減額
59	集会所管理費	生涯学習・スポーツ課	55,448	0	55,448	0	0	560	▲ 560	
60	旧末恒公民館解体撤去事業費	生涯学習・スポーツ課	31,706	▲ 4,543	27,163	0	▲ 2,300	0	▲ 2,243	決算見込による減額
61	文化センター施設管理費	生涯学習・スポーツ課	86,630	1	86,631	0	0	0	1	
62	文化センター施設整備費	生涯学習・スポーツ課	79,428	▲ 11,103	68,325	0	▲ 10,700	0	▲ 403	
63	さじアストロパーク運営管理費	生涯学習・スポーツ課	41,915	▲ 829	41,086	▲ 452	▲ 500	0	123	
64	さじコスモスの館運営管理費	生涯学習・スポーツ課	1,437	76	1,513	0	0	0	76	
65	市民総スポーツ運動費	生涯学習・スポーツ課	12,464	443	12,907	0	0	0	443	
66	小学生スポーツ全国大会出場補助金	生涯学習・スポーツ課	804	610	1,414	0	0	0	610	
67	ガイナーレ鳥取力向上事業費	生涯学習・スポーツ課	3,993	▲ 255	3,738	0	0	0	▲ 255	観客輸送支援事業（シャトルバス）の実績に伴う減額
68	小中学校体育連盟補助金	生涯学習・スポーツ課	13,096	69	13,165	0	0	0	69	中体連補助金
69	キャンプ地誘致推進事業費	生涯学習・スポーツ課	8,686	▲ 8,333	353	0	0	0	▲ 8,333	4月に予定されていたジャマイカキャンプ中止になったため負担金の減額
70	各種大会開催補助金	生涯学習・スポーツ課	1,750	0	1,750	▲ 450	0	0	450	
71	地区体育館管理費	生涯学習・スポーツ課	22,232	2,103	24,335	0	0	647	1,456	修繕費用の増（台風19号関連）

No	事　業　名	所属名	補正前額	補正予算要求額	補正後額	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
72	体育施設管理費	生涯学習・スポーツ課	212,041	1,283	213,324	0	0	0	1,283	修繕費用の増
73	サッカー場整備費	生涯学習・スポーツ課	2,000	80	2,080	0	0	0	80	
74	プール管理費	生涯学習・スポーツ課	6,869	235	7,104	0	0	0	235	
75	史跡鳥取藩主池田家墓所管理補助金	文化財課	11,184	▲ 2,267	8,917	0	0	0	▲ 2,267	
76	指定文化財補助金	文化財課	12,456	2,297	14,753	0	0	0	2,297	補助事業の増加（'興禅寺56千円、木下家住宅1,244千円、奥田家住宅999千円）
77	重要文化財仁風閣保存整備事業費	文化財課	4,746	▲ 3,535	1,211	▲ 3,078	0	0	▲ 457	保存活用計画策定に係る国庫補助未交付による事業の見直し
78	鳥取城跡保存修理事業費	文化財課	317,471	▲ 26,402	291,069	▲ 16,438	▲ 9,000	0	▲ 964	
79	円通寺人形芝居伝承施設管理費	文化財課	601	19	620	0	0	0	19	
80	埋蔵文化財調査費	文化財課	17,820	▲ 3,455	14,365	▲ 2,122	0	0	▲ 1,333	
81	出土品保存修理事業費	文化財課	878	▲ 406	472	▲ 272	0	0	▲ 134	
82	上寺地遺跡管理事業費	文化財課	3,280	242	3,522	0	0	0	242	
83	因幡万葉歴史館管理費	文化財課	47,596	686	48,282	0	0	0	686	入館者増加によるHOT連携入館料減収負担金の増額
84	歴史文化基本構想策定事業費	文化財課	9,524	▲ 696	8,828	▲ 1,000	0	0	304	

報告事項（１）

１月定例教育委員会説明資料	
年月日	令和２年１月２９日
担当課	文化財課

特別天然記念物コウノトリの営巣・産卵・巣立ちと今後の対応について

令和元年度に、鳥取市気高町で営巣し、巣立ちした特別天然記念物コウノトリについて、経過と現状を報告します。

【基本的な情報】
種名：コウノトリ（鸛）
分類：コウノトリ目コウノトリ科
全長：110～115cm、翼開長 160～200cm、体重 4～6kg
・環境省レッドリスト：絶滅危惧ＩＡ類（CR）
・特別天然記念物：1956 年指定
・国内希少野生動植物種：種の保存法 1993 年指定
・日本国内繁殖個体群・野生種絶滅：1971 年

【これまでの経緯】
令和元年４月　１日（月）　鳥取市内の鉄塔上にコウノトリが営巣しているとの連絡が県緑豊かな自然課よりあり。
令和元年４月１１日（木）　兵庫県立コウノトリの郷公園・鳥取県文化財課及び緑豊かな自然課・鳥取市文化財課・隣接地・鉄塔所有者で対応を協議
令和元年４月１２日（金）　資料提供（場所の秘匿と、注意喚起を依頼）
令和元年５月　５日（日）　ヒナが孵化
令和元年６月１７日（月）　兵庫県立コウノトリの郷公園・鳥取市によるヒナへの足環装着と検体採取。ヒナは計４羽。
令和元年７月１６日（月）　ヒナの巣立ちが確認される。
令和元年８月～　鳥取市福井等でコウノトリの活動が確認される（親鳥ペアが定着している）
令和元年１０月頃～　島根県・山口県等でヒナの目撃が報告される
令和元年１２月２４日（金）～２５日（土）　今回使用された巣を撤去し、再度営巣できないよう防鳥ワイヤを設置（今回の鉄塔は高すぎてコウノトリの安全が確保できないため）
令和元年１２月２９日（日）　J0253　メス〈足環:(右)赤黒（左)黒青〉が韓国で確認される

【親鳥・ヒナの情報】
(1) 親鳥

	個体番号	場所	誕生	性別
	J0125	豊岡市戸島巣塔	2016. 4/2	オス
	J0123	豊岡市赤石巣塔	2016. 3/29	メスオス

(2) ヒナ

	個体番号	場所	誕生	性別
	J0253	鳥取県鳥取市	2019. 5/4	オス
	J0254			メス
	J0255			オス
	J0256			オス

松江市でヒナが死んだ

【これまでの対応】

1. 特別天然記念物コウノトリの産卵・孵化・巣立ちについては鳥取県内で初めての事例であったため、その繁殖にかく乱を与えないことを最優先としました。
2. 繁殖場所等はを公表せず、営巣した鉄塔の所有者、周辺の住民や隣接地の企業、鳥取県の関係課、兵庫県立コウノトリの郷公園、報道機関等の協力・連携のもと、静かに見守ってきました。
3. 現在は、関係機関・ボランティアで見守っていただいている方の協力により、情報収集に努めています。
4. 個体数管理のためのコウノトリへの足環装着等を、今回は、兵庫県立コウノトリの郷公園と鳥取市が共同で、鳥取県・営巣施設の管理者等の協力を得て実施しました。
5. 今回営巣した鉄塔については、幼鳥の独立後、原状回復を行い、再度営巣することの無いよう下図のようにワイヤーを設置し対応していただきました（場所が高すぎ、営巣や足環装着には危険な場所であるため）。

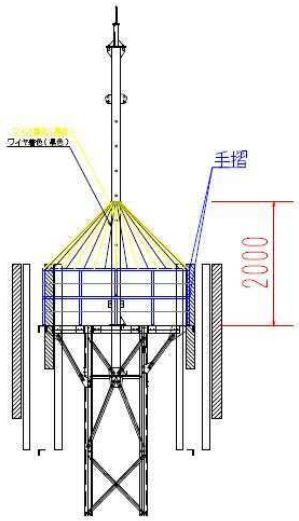

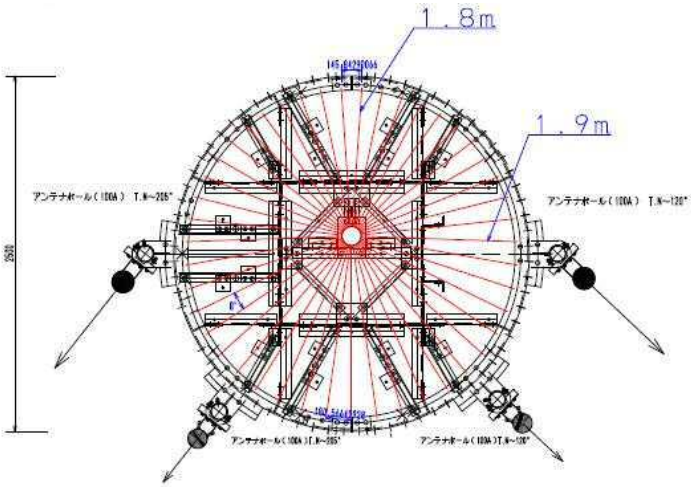

【今後の対応】

1. 特別天然記念物コウノトリの保護について、関係機関と協議し、基本的な対応の指針を確立するための協議を進めます。
2. 今後、市内での繁殖、個体数の増加が想定されるため、保護・観察のための体制や、市民生活やコウノトリの安全に関わる場所での営巣を回避するための対策を検討します。
3. コウノトリの個体に危険が及ぶ、または市民生活に大きな影響が及ぶ恐れがある場所に営巣した場合は、産卵前の巣の撤去も含めた対応をとります

●コウノトリ保護の啓発について

「＝コウノトリ飛来時の対応パンフレット＝あなたのまちにコウノトリが飛来したら、」http://www.stork.u-hyogo.ac.jp/in_situ/when_ows_flies/ を参考に、観察時の注意点などについて、啓発にご協力願います。

・コウノトリを驚かせないよう、観察・撮影等は 150m以上離れて行うこと。

・繁殖期間（2 月～7 月）は、巣に近づかないこと。

・コウノトリには餌を与えないこと。　　など

鳥取市気高町でのヒナ 3 羽と親鳥 1 羽の姿

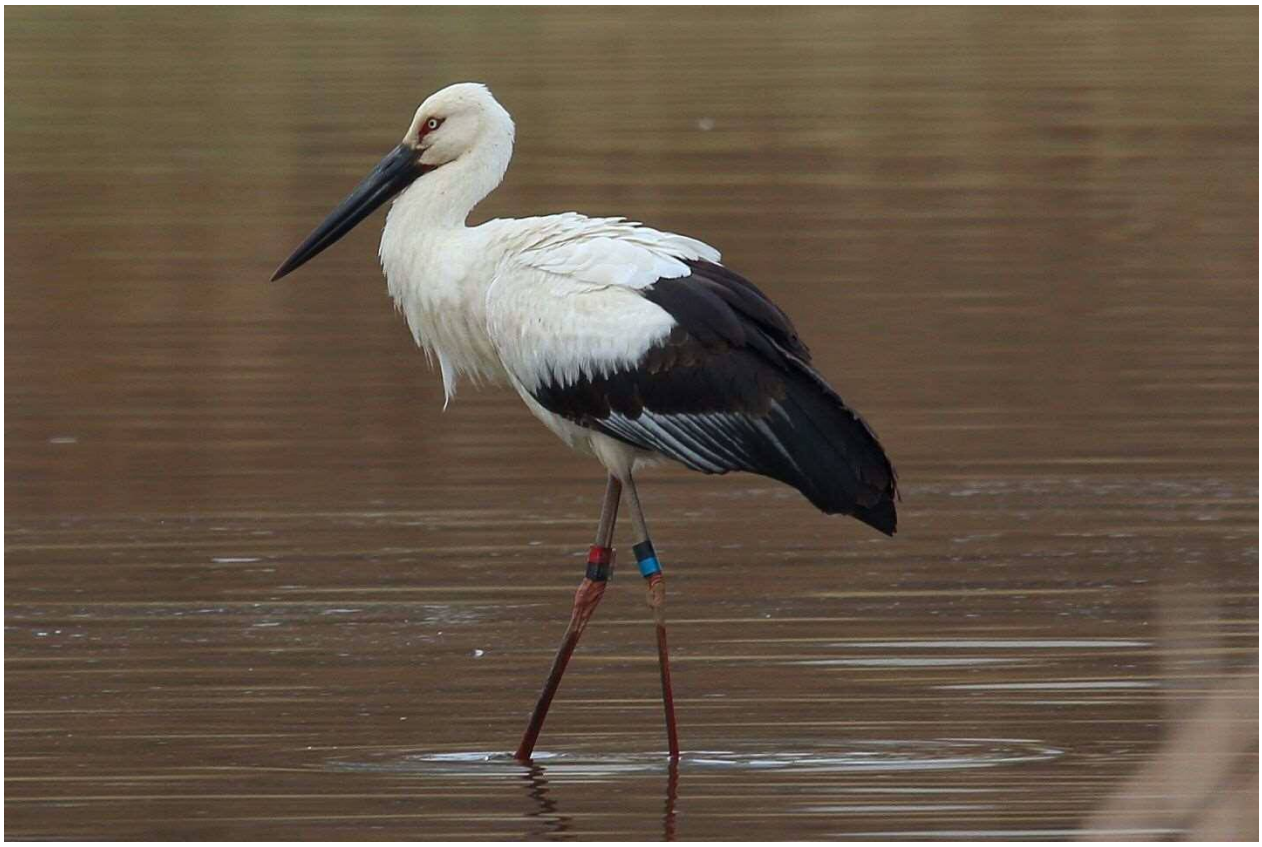

韓国で目撃された J0253

（「韓国コウノトリモニタリングネットワーク」よりコウノトリの郷公園に提供された画像）

報告事項（２）

１月定例教育委員会説明資料	
年月日	令和２年１月２９日
担当課	文化財課

国重要無形民俗文化財の新指定について

国の文化審議会（文部科学大臣の諮問機関、会長　佐藤　信）は、令和２年１月１７日（金）に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、下記の文化財の指定について文部科学大臣に答申されましたので報告します。

記

国重要無形民俗文化財の新指定

１　名　　称　　因幡・但馬の麒麟獅子舞(きりんししまい)

２　所 在 地　　鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡八頭町・若桜町・智頭町、東伯郡湯梨浜町、
兵庫県美方郡新温泉町・香美町

３　保護団体　　無形民俗文化財「因幡の麒麟獅子舞」連合保存会（会長：宮橋吉美）
平成３１年２月設立、加盟数１０４団体
但馬地域麒麟獅子舞保存会（会長：西脇明）
令和元年６月設立、加盟数１０団体

４　実 施 日　　神社祭礼日ほか

５　概　　要

（１）文化財の特色

本件は、他地域にはみられない麒麟を想起させる頭を用いた獅子舞である。頭の形状のみならず、猩々を伴う点や、重厚な舞ぶりなどにも特色を有している。特定地域内に濃密な分布をみせ、獅子舞の変遷の過程を考えるうえでも重要である。

（２）文化財の説明

本件は、鳥取市を中心とした鳥取県東部から兵庫県北西部にかけて分布する獅子舞である。各地域の春夏秋の神社祭礼で多く行われるが、初午や正月に行うところもある。

本件は、中国の想像上の霊獣麒麟を想起させる頭を用い、頭に付いたカヤ（蚊帳）と呼ぶ胴幕に二人が入って舞う二人立ちの獅子舞である。頭は、前後に細長く頭頂に一本の角がある形状をしている。獅子には、赤い仮面を着け、腰から瓢箪を下げ、「棒」「朱の棒」などと言う棒を持った猩々と呼ぶ役が付く。

神社祭礼においては、獅子は神幸に加わり、あるいは単独で、神社境内や御旅所などの所定の場所で「本舞」「本練り」などという本式の舞を舞い、加えて氏子の家々を巡って「門舞」「門練り」などと呼ぶ短い舞を舞う。「キザミ」「スネオリ」「クネリ」などの名前が付いた動作があり、これらの動作を組み合わせた動作の型の繰り返しから獅子舞は構成されている。囃子は太鼓、笛、鉦で構成されることが多く、獅子は囃子にあわせ、地を這うようにゆっくり頭を回したり、ひねったり、伸びあがるように頭を上げたりして舞う。

（３）備考

獅子舞は全国各地にあるが、国指定文化財になるのは全国初めての例。また、保護団体の規模（地域の広がり、担い手団体の数）においても最大級。県内４件目の国指定重要無形民俗文化財となり、民俗芸能の分野では初。

＜参考資料１　文化財の件数＞

○今回、国で答申が行われる重要無形民俗文化財

	現在の件数	今回の答申件数	指定後の件数
重要無形民俗文化財	３１２件	６件	３１８件

○県内の国指定重要無形民俗文化財

名称	所在地	指定年月日
因幡の菖蒲綱引き	岩美町大羽尾、鳥取市気高町宝木、鳥取市気高町水尻、鳥取市青谷町青谷	昭和６２年１月８日
酒津のトンドウ	鳥取市気高町酒津	平成１９年３月７日
三朝のジンショ	三朝町三朝	平成２１年３月１１日
因幡・但馬の麒麟獅子舞	鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、湯梨浜町	

○県内の国指定文化財総数（今回指定後）

国宝	重要文化財	史跡名勝天然記念物	無形文化財	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	計
３	５４	５９	１	１	４	１２２

○鳥取市内の無形民俗文化財数（今回指定後）

国指定重要無形民俗文化財３　県指定無形民俗文化財２２　市指定無形民俗文化財１１

＜参考資料２　近日中の麒麟獅子舞の公開＞

○亀岡市文化資料館第３４回特別展「明智光秀と戦国丹波」オープニングイベント

１　日時　令和２年１月２５日（土）

午前の部：午前９時３０分～１０時４０分

午後の部：午後２時～３時

２　会場　午前の部：亀岡市文化資料館（京都府亀岡市古世町）

午後の部：麒麟がくる　京都大河ドラマ館（京都府亀岡市追分町）

３　内容　麒麟獅子舞の上演及び解説

上演：因幡麒麟獅子舞の会（会長：西村伸一）

解説：鳥取県地域づくり推進部文化財局文化財課　原島知子

報告事項（３）

１月定例教育委員会説明資料	
令和２年１月２９日	
担当課	生涯学習・スポーツ課

鳥取市民体育館再整備事業に係る優先交渉権者の決定について

本市では、鳥取市民体育館をＰＦＩ方式により再整備するため、令和元年５月１３日から１２月３日まで民間事業者の提案募集を行ったところ３グループからの応募があり、学識経験者等で構成する鳥取市民体育館再整備業務企画提案選定委員会の審査を経て、下記の事業者を優先交渉権者として決定しました。

記

１　優先交渉権者
　１）代表企業　株式会社合人社計画研究所
　２）構成企業　有限会社アーキテック、株式会社安藤・間、こおげ建設株式会社、株式会社藤原組、美津濃株式会社、ミズノスポーツサービス株式会社
　３）協力企業　株式会社昭和設計

２　提案価格　５，４９９，９８６，４７９円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
　　※体育館の整備費と１５年間の維持管理運営費の合計

３　審査結果
　優先交渉権者　６１３．１点
　次点　　６０２．８点
　３位　　４７８．２点

４　今後の事業スケジュール
　令和２年１月　　日　　審査講評等公開、基本協定締結
　　３１日　　仮契約の締結（予定）
　　３月　下旬　　２月定例会議決後、事業本契約の締結
　　４月　１日　　事業開始
　　１２月　　現市民体育館供用終了
　令和３年１月　　解体工事着手
　令和５年６月　　供用開始、維持管理運営（令和２０年３月３１日まで）

【外観】

【アリーナ】

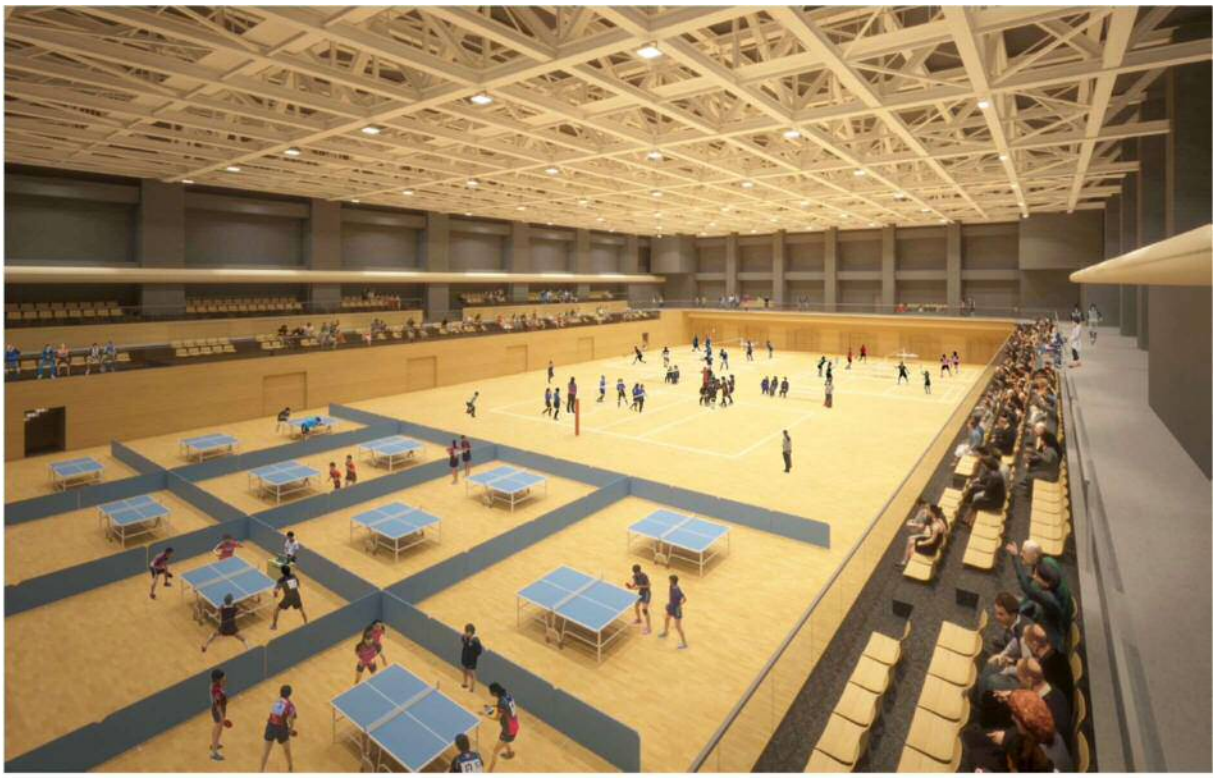

【トレーニングルーム】

【複数の多目的室】